

「木材工学研究発表会表彰規定」

平成18年6月 1日	制定
平成19年7月25日	一部改正
平成22年3月 8日	一部改正
平成23年7月13日	一部改正
平成23年9月28日	一部改正
平成26年6月 6日	一部改正
令和元年6月27日	一部改正
令和 2年4月23日	一部改正

1. 表彰方針：「木材工学研究発表会」において、学術・技術の進歩、発展に寄与することが期待でき、論文内容に加え、簡潔明瞭で優れた口頭発表を行った者に対し「優秀講演賞」を授与する。
2. 受賞対象：木材工学研究発表会講演概要集に著者として投稿し、優れた口頭発表を行った講演者を受賞対象とする。ただし、特別講演の発表者は受賞対象としない。
3. 受賞数：受賞対象総数の概ね10%程度に授与する。
4. 受賞者の選考
 - (1)選考の原則：受賞者の選考は下記の評価項目に従って選考委員が採点し、それらを総合した得点により行う。1発表に対して座長及び1名の選考委員が評価する。
 - (2)評価項目：
 - 有用性：木材工学の発展に有用な知見を提示しているかを評価する。
 - 発表技法：簡潔明瞭で分かりやすい口頭発表か、発表時間が適切かを評価する。
 - 発表資料：スライドの分かりやすさ、見やすさを評価する。
 - 質疑応答：質疑に対する応答が適切かを評価する。
 - (3)選考方法：選考委員は(2)の評価項目毎に採点を行う。各選考委員による採点結果の合計点に基づき、受賞者を決定する。
5. 選考委員：木材工学に関する研究分野で実績のある者を選考委員とする。
6. 表彰：受賞者には賞状と副賞を授与する。